

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 一 七 号

(質問の 一七)

内閣衆質第一七号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸與條件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸與條件に関する質問に対する答弁書

- 一 償還期限については、耐用年数、收支並びに資金繰の見込等を勘案して定める。
 - 二 担保については、債権を保全するため適当な担保を定める。
 - 三 貸與の条件を決定するのは、大蔵大臣である。
- 右答弁する。